

総務財政委員会記録(No.23)

1 日 時 令和8年3月9日(月)
午前 9時59分 開会
午前10時31分 閉会

2 場 所 第6委員会室

3 出席委員(10人)

委 員 長	村 上 幸 一	副 委 員 長	大久保 無 我
委 員	吉 村 太 志	委 員	鷹 木 研一郎
委 員	廣 田 信 也	委 員	村 上 直 樹
委 員	宇都宮 亮	委 員	永 井 佑
委 員	伊 崎 大 義	委 員	小金丸かずよし

4 欠席委員(0人)

5 出席説明員

政 策 局 長	小 杉 繁 樹	総務市民局長	三 浦 隆 宏
安全・安心担当理事	松 岡 世志之	安全・安心推進部長(兼務)	中 山 賢 彦
安全・安心推進課長	倉 田 武	財政・変革局長	武 田 信 一
行政委員会事務局長	兼 尾 明 利		外 関係職員

6 事務局職員

委員会担当係長	伊良皆 公 一	書 記	吉 富 裕 二
---------	---------	-----	---------

7 付議事件及び会議結果

番号	付 議 事 件	会 議 結 果
1	議案第28号 令和7年度北九州市一般会計補正予算の専決処分の報告について	承認並びに可決すべきものと決定した。
2	議案第35号 法人の市民税の課税の臨時特例に関する条例の一部改正について	
3	議案第55号 令和7年度北九州市一般会計補正予算（第7号）のうち所管分	
4	住みやすいまちづくりについて	総務市民局から別添資料のとおり説明を受けた。

8 会議の経過

○委員長（村上幸一君）開会します。

本日は、議案の採決を行った後、所管事務の調査を行います。

初めに、議案第28号、35号及び55号のうち所管分の以上3件を一括して議題とします。

これより採決を行います。

まず、議案第28号及び35号の以上2件について、一括して採決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり。）

御異議なしと認め、一括して採決します。

議案2件については、いずれも承認並びに可決すべきものと決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり。）

御異議なしと認めます。よって、議案2件については、いずれも承認並びに可決すべきものと決定しました。

次に、議案第55号のうち所管分について採決します。

本件については、可決すべきものと決定することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

賛成多数であります。よって、本件については、可決すべきものと決定しました。

以上で議案の審査を終わります。

なお、委員長報告については、正副委員長に一任願います。

ここで、本日の所管事務の調査に関係する職員を除き、退室をお願いします。

（執行部入退室）

次に、所管事務の調査を行います。

住みやすいまちづくりについてを議題とします。

本日は、北九州市犯罪被害者等支援条例に基づく犯罪被害者等への支援検討案について、当局の説明を受けます。安全・安心推進課長。

○安全・安心推進課長 それでは、北九州市犯罪被害者等支援条例に基づく犯罪被害者等への支援の検討案につきまして説明申し上げます。

タブレットの北九州市犯罪被害者等支援条例に基づく犯罪被害者等への支援（検討案）についてをお開きください。本条例案につきましては、2月議会において上程させていただいております。本日は、本条例に基づく実施する支援メニューの検討案について報告申し上げます。

1 ページを御覧ください。1、目的についてでございます。北九州市犯罪被害者等支援条例に基づき、犯罪被害者等の日常生活や社会生活等の早期回復を図ることを目的として、犯罪被害者等への支援の充実を図るものです。

2、支援の方向性についてでございます。昨年6月から11月にかけて開催されました、北九州市犯罪被害者等支援検討会で、実際に被害者と接している構成員や、犯罪被害に遭われた当事者への聞き取りなどを踏まえ、1点目に、被害者等のニーズを踏まえた支援メニューの実施、2点目として、途切れない支援による安心感の醸成、3点目に、県や県警察などの支援では不足している部分を補い、支援メニューの重複を避けるなど、県や県警察との役割分担、この3点を踏まえまして検討を行いました。

3、北九州市犯罪被害者等支援条例に基づく支援メニュー検討案を御覧ください。条例の項目ごとに支援の内容を検討したものです。

1、相談及び情報の提供についてでございます。多機関の相談支援窓口や法律相談につきましては、引き続き福岡県、福岡市と共同で設置しております窓口を活用いたしますが、機関内の相談支援窓口といたしまして、当安全・安心推進課を窓口として、庁内の各支援担当課と調整を図りたいと考えております。

2、経済的な負担についてでございます。本条例の制定に先立ちまして、昨年4月より見舞金制度を創設しております。

2 ページを御覧ください。3、精神的な負担からの回復についてでございます。県警察等の公費負担によるカウンセリングの制度が既にごございます。まずはこの制度を活用いただき、この制度の上限に達した方で、引き続き受診が必要な方に費用の一部を助成したいと考えております。

4、日常生活への支援についてでございます。現在、ホームヘルプサービスや一時保育サービスについては、一般施策により支援が可能であります。独り親など一定の要件を満たす必要がございます。また、配食サービスについては、県や県警察等にも支援の制度はございません。これらのサービスにつきましては被害者等のニーズが高いため、これらの費用の一部を助

成したいと考えております。

最後に、5、居住の安定についてでございます。住居復旧費用の助成や緊急避難場所の提供、市営住宅への入居配慮については、既存の支援メニューを活用いたします。このほかに、犯罪の被害に遭ったことにより従前の住居に住めなくなった方、あるいは引き続き従前の住居に住まわなければならないが再被害のおそれがある方については、転居することや防犯対策を施すことにより、安心感を醸成できると考えております。これらの費用の一部を助成したいと考えております。

なお、これら日常生活等の支援に係る助成につきましては、支給対象の記載はありませんけれども、先行して既に運用を開始しております見舞金と同様で、犯罪行為により重傷病を負った者、これは1か月以上の療養を要する負傷または疾病ということになっています。または性犯罪被害者、不同意性交等を受けた者で、北九州市に住所を有する犯罪被害者御本人、その御遺族、御家族が対象となります。こちらにつきましては、別途要綱を定め、それに基づいて運用していきます。

以上で北九州市犯罪被害者等支援条例に基づく犯罪被害者等への支援の検討案についての説明、報告を終わります。

○委員長（村上幸一君） ただいまの説明に対し、質問、意見を受けます。なお、当局の答弁の際は、補職名をはっきりと述べ、指名を受けた後、簡潔、明確に答弁を願います。

質問、意見はありませんか。吉村委員。

○委員（吉村太志君） おはようございます。今回、犯罪被害者等支援条例、私は一般質疑でも質問させていただきました。被害を受けた方、そして遺族の方、私たちが分からないような心の痛み、そして、非常に大変なことを思えば、こういったものをもっともっと進めていっていただき、これは他都市でもどんどん拡充をしながら、十分なフォローができるようにしていただけたと思います。今回も、今までできなかったことができるようになって、配食のサービスなどいろんなものができているということは、私は本当に素晴らしいことだなと思います。ただ、まだまだこれからいろんなことで、もっとこれを広げなければいけないというような御遺族の方、被害者の方々の声を聞くことがあると思いますが、その辺はしっかりとフォローしていただき、本当のことを言えば、この町でこういった犯罪が起きないようにすることが一番なんです、起きたときには皆さんが少しでも安心できるような、そして、この町に住んでよかったと思えるようなことをしていただければと思います。

そして、今回の制度は県とともにやっていく、併用していくということも知っております。また、国も今こういったふうに力も入れておりますので、ぜひ、これからまた充実したメニューにいただき、何度も言いますが、被害を受けた方々のフォローが少しでもできるような、支えになれるような政策をこれからもやっていただきたいなと思います。私はもう要望として終わらせていただきます。ありがとうございました。

○委員長（村上幸一君） ほかに質問、意見はありませんか。伊崎委員。

○委員（伊崎大義君） おはようございます。伊崎です。私から、聞き逃しだったら申し訳ないんですけども、配食サービスについて質問させてください。

これは、具体的に提携している事業者などがあるんでしょうか。それとも、これは基本的に犯罪被害者等の方が御自身で見つけたサービスに後から助成する形になるんでしょうか。

○委員長（村上幸一君） 安全・安心推進課長。

○安全・安心推進課長 特段、この中からということは考えておりませんで、事業者であれば、例えばウーバーイーツ等の利用も可能で、その後、実績として領収書をきちっと出していただくというところで考えております。以上でございます。

○委員長（村上幸一君） 伊崎委員。

○委員（伊崎大義君） 承知しました。ありがとうございます。日頃からウーバーイーツとか使い慣れている方はその延長でできると思うんですけど、例えば御高齢の方とかスマホをお持ちじゃない方とかからしたら、どういった業者さんがあるか御存じないかもしれないくて、何か自治体によっては、例えば生協さんと提携してこういうサービスを御紹介したりしているところもあるようなので、運用の中で、もしそういったフォローが必要そうであれば、そこもぜひ今後御検討いただければと思います。私からは以上です。

○委員長（村上幸一君） 村上直樹委員。

○委員（村上直樹君） すみません、花粉症がひどくて聞きづらいかもしれないんですけども。今5つのメニューを説明していただいたんですけども、支援ってこれだけじゃないですよ。ほかにもまだいっぱいあって、例えば今回の報告で書き切れないからっていう形でいいんですかね。

○委員長（村上幸一君） 安全・安心推進課長。

○安全・安心推進課長 一般施策による支援はまだたくさんございますが、これ一般施策も含まれておりますけれども、犯罪被害者に特化したもの、今回充実したものを中心に上げさせていただいているというところでございます。以上でございます。

○委員長（村上幸一君） 村上直樹委員。

○委員（村上直樹君） 分かりました。気がついた部分、具体的なことをお伺いしたいんですが。3番の精神的な被害からの回復ってところで、例えば被害者同士の交流の場とか、自助グループとか、そういったものは何かやったりとかしていますか。

○委員長（村上幸一君） 安全・安心推進課長。

○安全・安心推進課長 全国的にはあると聞いておりますけれども、北九州市にはそういうのがあまりないと伺っておりますので、犯罪被害者等の意見も踏まえて、そういうのも検討していく必要があるかなと思っております。以上でございます。

○委員長（村上幸一君） 村上直樹委員。

○委員（村上直樹君） お互い被害に遭われて、共通の認識の下で話し合いをしたりとか、そういったことってやっぱり大事になってくるかなと思いました。それから、日常生活の支援のところは、例えば被害者によっては通院しないといけないとか、あと、学生で通学をしないといけないとか、そういった方も中にはいらっしゃるんじゃないかなって。ほかにも多分いろいろあるかと思うんですね。例えば警察に行かないといけなくなったとか、取調べとか、あと、裁判所に行かないととか、手続とかいろいろあるかと思うんですけども、そういった支援もやられているんですかね。

○委員長（村上幸一君） 安全・安心推進課長。

○安全・安心推進課長 犯罪被害者に係る医療費の経費の助成につきましては、県警察で行っておるところでございます。それから、付添い、裁判所ですとか警察、やはり1人で行くのがなかなか、不安があるという方がいらっしゃいますので、これは支援センターが付添い支援も行っておるところでございます。以上でございます。

○委員長（村上幸一君） 村上直樹委員。

○委員（村上直樹君） 分かりました。通院は医療費だけでなく、しっかりと、やっぱり1人じゃどうしても精神的に外に出るのも嫌だとか、通院、通学が何かもうできないとか、そういった方は一緒に付き添ってあげるとか、そういったことも必要だと思います。ほかにもいろいろ、当事者の意見を聞きながら、こういったことをやってあげたほうがいいかなっていうのはあるかと思うので、しっかりと寄り添っていただければと思います。よろしくお願いいたします。以上です。

○委員長（村上幸一君） ほかに質問はありませんか。宇都宮委員。

○委員（宇都宮亮君） おはようございます。よろしくお願いいたします。いま一度教えていただきたいんですけども、このメニューの中の3番と4番の回数がある支援メニューの想定上限人数を教えてくださいと思います。

○委員長（村上幸一君） 安全・安心推進課長。

○安全・安心推進課長 予算上は今5人で組んでおりますけれども、特段これに関する費用がこういう形ということではなくて、うまくその中で運用できますので、もし仮に、例えば4番の支援が非常に増えたとしても、全体の中で見ていきたいと思っております。以上でございます。

○委員長（村上幸一君） 宇都宮委員。

○委員（宇都宮亮君） ありがとうございます。それぞれのメニューで5人の中で多いものに支援、ホームヘルプサービスが1人だった場合と、カウンセリングがじゃあ9人来たというときは、そういうふうに振り替えるというか、やり替えるというような内容でいいですかね。大丈夫ですかね。分かりました。ありがとうございます。以上で大丈夫です。

○委員長（村上幸一君） 終わりですか。じゃあ、小金丸委員。

○委員（小金丸かずよし君）おはようございます。小金丸です。昨年、総務財政委員会で相模原市へ視察に行かせていただいた際に、カウンセリングの支援が２年間で３年間に引き延ばすということをおっしゃっておられました。今回、この北九州市の分については、期間ではなく回数で内容を書かれていますけども、例えば、期間というのはある程度決めておかないと、この回数というのは限りがあると思うんですけども、その辺はどのように計画というか、対応していただけますでしょうか。

○委員長（村上幸一君）安全・安心推進課長。

○安全・安心推進課長 ちょっと字が小さくて見えないかもしれませんが、３番の一番下のところに、５年を限度というところで書かせていただいています。県の今のカウンセリングが３年ありますので、その後、この回数が上限に達してしまうと駄目なんですけれども、市が最長５年間支援をしていきたいと考えております。以上でございます。

○委員長（村上幸一君）小金丸委員。

○委員（小金丸かずよし君）すみません、私が見落としておりました。５年のうちの回数ということですのでよろしいですかね。はい、ありがとうございました。

○委員長（村上幸一君）ほかにありませんか。鷹木委員。

○委員（鷹木研一郎君）１番の相談及び情報の提供なんですけども、期間内の拡充というところなんですけども、総務市民局の安全・安心推進課を窓口として相談を受け付け、庁内の各支援担当課とありますけれども、相談とか情報とかは多岐にわたると思うんですけども、庁内の各支援担当課ってどのような部署を想定しているのか、お聞かせください。

○委員長（村上幸一君）安全・安心推進課長。

○安全・安心推進課長 既に庁内の連絡調整会議を設けております。これは福祉部門から教育委員会から、いろんなところが入っております。それぞれ被害者のニーズに応じた支援メニューを、当然、被害者の同意を得た上でそういうところに情報共有して、まず被害者にこういう支援ができますよというのを網羅的に示すことができればと考えております。それから、随時、連絡調整会議も開いて、支援者の支援の状況について確認もしていきたいと思っております。以上でございます。

○委員長（村上幸一君）鷹木委員。

○委員（鷹木研一郎君）ということは、現在はもうしっかりと機能しているということで捉えてよろしいということなんでしょうか。

○委員長（村上幸一君）安全・安心推進課長。

○安全・安心推進課長 今、連絡調整会議はあるんですけども、見舞金がメインになりますので、今回、金銭的な助成メニューが増えてきますので、これを密にしていきたいと思っております。以上でございます。

○委員長（村上幸一君）鷹木委員。

○委員（鷹木研一郎君）分かりました。まさに気になっていたところはそこでありますので、また各ポジション連携を取っていただいて、しっかり努めていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。以上です。

○委員長（村上幸一君）ほかにありませんか。廣田委員。

○委員（廣田信也君）よろしく願いいたします。4番の日常生活の支援のホームヘルプサービスのところで、日常生活を営むことが困難となった方にとあるんですが、何か具体的な要件とか特にあるのか。特になくて、困っていれば使っていいいのかっていうところを教えていただきたいです。

○委員長（村上幸一君）安全・安心推進課長。

○安全・安心推進課長 そうですね、これにつきましては、例えば医者診断書ですとか、相談を受けております臨床心理士等の意見に基づきまして、市で判断していきたいと思っております。基本的にはそういった方につきましては支援の方で考えております。以上でございます。

○委員長（村上幸一君）廣田委員。

○委員（廣田信也君）そういったレベル感で認定が下りるということで安心しました。先ほど小金丸委員もおっしゃっていましたが、相模原市のときに御家族を失ったつらさで生活が何も手につかないっていう方がいらっしゃったので、そういったのを支えられる支援、今回ホームヘルプサービスとか配食サービスっていうのが出ているのありがたいなと思いました。これからも引き続き頑張ってくださいと思います。以上です。

○委員長（村上幸一君）ほかにありませんか。永井委員。

○委員（永井佑君）よろしく願いします。先ほどの答弁の中で、別途、要綱を定めるという御発言がありましたが、それはどこからどこまでの分なのか、また、委員会に報告をいただけるのかというのが1点です。

それから、カウンセリングについて、各委員の皆さんから議論がありましたが、これは誰が何名体制でやるのかということが、もう1つ。

それから、配食サービスですね。30食までということなんですけど、配食サービスという定義の問題なんですけど、例えば答弁の中にウーバーイーツということもありましたけど、出前もそうだと思いますけど、伊崎委員からの生協さんの話もありましたけど、どこまでかなと。心身の状態によれば、例えば定食のようなものが食べられる状態とか、麺類がいいとか、流動食がいいということもあると思いますので、そうなれば、おうちに届けてくれる業者というのは、配食サービスと言いつつもいろいろなパターンがあるわけなので、その基準を教えてください。

それとあと、居住に関して、従前の住居に居住が困難とありますが、先ほどホームヘルプサービスのところで、ドクター判断、臨床心理士の判断というのがあったんですけど、これも同

様な考え方をしているのかという確認です。まず、お願いします。

○委員長（村上幸一君） 安全・安心推進課長。

○安全・安心推進課長 大きく4点、質問をいただきました。まず、要綱の報告ということですが、この要綱の内容を具体的にしたものが今回の報告になりますので、これを条文化したものが要綱となりますので、これをもって要綱の報告と考えておるところでございます。

2点目に、カウンセリングということでしたけれども、これは専門機関の医師、それから、臨床心理士によるカウンセリング等を考えておるところでございます。当然、初期のカウンセリングにつきましては支援センターでカウンセリングを行います。

それから、3番目の配食サービスはどこまでかというところでございますけれども、基本的には相手が事業者であれば認めようと考えております。運用の中で、こういうのは少し問題があるというところが出てきましたら、そこは制限をかけないといけないと思っておりますけれども日常生活の食事をするというのは非常に大切なことですので、できるだけ速やかに届けることが大切だろうと思っておりますので、常日頃から頼んでいるところがあれば、もうそこに頼むとか、早く届けることが必要かと思っております。

それから、居住の支援、これにつきましては必要性ということですが、これも医師の診断書ですとか支援センターの意見等に基づいて、市が判断していきたいと思っております。以上でございます。

○委員長（村上幸一君） 永井委員。

○委員（永井佑君） カウンセリングのところは何名体制ですか。

○委員長（村上幸一君） 安全・安心推進課長。

○安全・安心推進課長 外に頼むカウンセリング、専門医に頼むカウンセリングは、それぞれ自分の診療されている医者とかカウンセラーにお願いすると。それから、支援センターは、在籍しておる臨床心理士等が在籍者だけで30名強おりますので、そこへ相談できるというところでございます。以上でございます。

○委員長（村上幸一君） 永井委員。

○委員（永井佑君） 分かりました。それで、配食については相手が事業者であればオーケーと、後で領収書を出していただく形を取るという答弁だったと思います。その中で、回数が人によってもばらばらだと思えますし、本当は配食のみではなくて、例えばカウンセリングにつないだほうがいいという方とか、転居が必要だと思われる状況にある方というのが中にもいらっしゃると思います。仮に配食サービスを受けることになった場合、その際に、その方にずっと配食サービスだけでいい状況かというのと、そうではなくて、精神的なケアがあったりとか、食事を取るだけではなくて、住んでいる環境を変えないといけない状況もあると思うんですね。そういう中で、役所と犯罪被害者になってしまった方のつながりを、配食だけではなくて相談につなげないといけないと思うんですね。そこの、漏れなくというか、配食を受けながら、例え

ば領収書を出してそれで終わりではなくて、今どうですかという聞き取りなどのやり取りはどういうふうにやっていく想定をしているのかというのを教えていただきたいです。

○委員長（村上幸一君） 安全・安心推進課長。

○安全・安心推進課長 まず、犯罪被害に遭われた場合には、警察ですとか、総合相談窓口であります福岡犯罪被害者総合サポートセンターで相談を受け付けまして、その中で、市の施策、今申し上げたこういったいろんな支援がありますので、この支援が必要となった方につきましては、本人同意の下、センターから安全・安心推進課が情報提供を受けることを考えております。ある程度、サポートセンターで犯罪被害者等のニーズを把握していただこうと思っております。そうしないと、何度も同じことを繰り返し聞くというのは、それが非常に負担になるということで伺っておりますので、その情報を基に、犯罪被害者等が利用し得る制度とかサービスを抽出して、本人同意の下に市の関係局に情報共有して、プライバシーに配慮しつつ、連携して支援に当たっていこうと思っております。

先ほど言いました、同じことを繰り返して行うことが必要であるというところと、必要な支援を漏れなくスムーズに享受できるようにしたいと思っておりますし、先ほどありました犯罪被害者の方の状況は、支援センターなり、あと、多機関で支援が必要な方については、福岡県がこの犯罪被害者総合サポートセンターの中にコーディネーター、社会福祉士を既に設置しておりますので、そこが多機関のコーディネート、多機関ワンストップサービスの運用をする形になっていきますので、そことも連携を図っていきたいと思っております。以上でございます。

○委員長（村上幸一君） 永井委員。

○委員（永井佑君） 聞き取り、何度も聞くというのは本当に大変なことだと思います。ただ、声が上げられないという状態をなくしていけるように、1つのサービスだけではなくて網羅的に考えていただきたいという趣旨ですので、よろしくお願いします。

最後に、周知の仕方、本当はこういうサービスが欲しいのに、やってほしいのに、必要としているのに届いていなかったというのが一番、誰にとってもいいことではありませんので、そのところを教えていただきたいと思います。

○委員長（村上幸一君） 安全・安心推進課長。

○安全・安心推進課長 周知につきましては、この犯罪被害者等支援条例、それから支援メニューは、予算を御承認いただけましたら、市政だより、SNS等を使って、それから、チラシも作成しようと思っておりますので、そういったところを各警察署、それからサポートセンター、それから、市民の方にも行き届くような形で周知していきたいと思っております。それから、これはその周知の一環といいますか、犯罪被害者週間がありますので、そういった場所で、この犯罪被害者の置かれている状況等も市民の方に広く知っていただくと、そういう機会を設けたいと思っておりますので、そういうイベントを通じて、その場でもいろいろチラシをお配りしていきたいと思っております。以上でございます。

○委員長（村上幸一君）永井委員。

○委員（永井佑君）分かりました。今回の議案ですので、また、後日議論させていただく機会があると思いますので、その際にもまた寄り添った対応を求めて、質問を終わります。ありがとうございました。

○委員長（村上幸一君）ほかにありませんか。大久保委員。

○委員（大久保無我君）犯罪被害者の方たちは、自分が犯罪被害者ですとなかなか言いづらいと思います。そういう意味で、支援をしてほしいということもなかなか言いづらいものがあったと思います。なので、今回、条例の制定と支援メニューを作っていただいて本当にありがとうございます。被害も様々な形がありますので、今、様々な議論があったように、今後の支援の形もぜひ柔軟に対応していただければと思います。

それから、これは基本的には申告制ですよ。ですので、警察から被害者に対して、北九州市の支援、こうですよということをしっかり情報提供していただいて、窓口にしっかりと伝えていただいていくように、ぜひ北九州市と福岡県警で連携を取っていただければと思います。そういう中で、不幸にして犯罪に遭われた方々や、またその御家族が、行政にしっかりと支援してもらっているんだと、行政がしっかりと支援してくれているという安心感を示していただければ一番いいのかなと思いますので、ぜひよろしく願いいたします。意見として、終わります。以上です。

○委員長（村上幸一君）よろしいですか。ここで副委員長と交代します。

（委員長と副委員長が交代）

○副委員長（大久保無我君）村上幸一委員。

○委員（村上幸一君）すみません、私からもちょっとお尋ねしたいんですけども。条文に書いてあるかと思うんですが、まず、犯罪被害者等っていうのがあるんですけど、その等っていうのはどういった方が入るのか、教えていただきたい。

○副委員長（大久保無我君）安全・安心推進課長。

○安全・安心推進課長 これにつきましては、DVとかストーカーとか児童虐待等を想定しております。以上でございます。

○副委員長（大久保無我君）村上幸一委員。

○委員（村上幸一君）それはもう、ずばり被害者という意味じゃないのかと。等のほうです。

○副委員長（大久保無我君）安全・安心推進課長。

○安全・安心推進課長 すみません、失礼いたしました。例えば、その家族とか遺族が対象になるということです。以上でございます。

○副委員長（大久保無我君）村上幸一委員。

○委員（村上幸一君）分かりました。それに含めていいですかね。それで、カウンセリングとか受けられるのは、被害者そのものを指すのか。ちょっと細かい話なんですけど、例えば家族

もいたら、それは一回一回と見ていくのか。それとあと、同じように配食のサービスも家族とかも、当然今の話は含めるということでもいいわけですか。そこを確認させてください。

○副委員長（大久保無我君）安全・安心推進課長。

○安全・安心推進課長 当然、家族の方、遺族の方、例えば親御さんが亡くなられて、子供の方が非常にショックを受けるということもあると思いますので、そういった家族の方も含めて考えております。以上でございます。

○副委員長（大久保無我君）村上幸一委員。

○委員（村上幸一君）ここで言うカウンセリングとかも、1回というのは、もうそれぞれ家族の方も1回ずつと、一人一人で数えて、言い方は悪いけど家族を1つの単位で見ている中で、一人一人で見えていくということでもいいわけですね。

○副委員長（大久保無我君）安全・安心推進課長。

○安全・安心推進課長 おっしゃるとおりでございます。

○副委員長（大久保無我君）村上幸一委員。

○委員（村上幸一君）分かりました。じゃあ、そこだけ確認したかったですから、ぜひ頑張ってくださいと思います。以上です。

○副委員長（大久保無我君）ここで委員長と交代します。

（副委員長と委員長が交代）

○委員長（村上幸一君）ほかに質問、御意見ありませんか。

なければ、以上で所管事務の調査を終わります。

次回は3月23日午前10時から請願・陳情の審査及び所管事務の調査を行います。

本日は以上で閉会します。

総務財政委員会	委員長	村上幸一	印
	副委員長	大久保無我	印